

論点③ 訪問リハビリテーションにおける事業所医師の関与の促進

論点③

- 事業所医師の診療方法は、外来診療が約8割、訪問診療が約6割であり、その他の診療方法としてオンライン診療等が実施されている。
- 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所医師がやむを得ず診療を行わない場合について、「適切な研修の修了等」をした別の医療機関の医師が診察等を行うなど、一定の要件を満たす場合には、適正化した単位数での算定が可能となっている（診療未実施減算）。
- 診療未実施減算の全算定回数における算定率は、減算創設時には20.8%だったが、現在は11.0%まで減少し、診療未実施減算を算定しない訪問リハビリテーションの割合が増えている。
- 診療未実施減算を算定している理由としては、「事業所医師の診療時間の確保が困難なため」等があげられた。
- 「適切な研修の修了等」については、減算創設時より適用を猶予しているが、「別の医療機関の医師の研修受講の有無が確認できていない」、「医師の研修の受講が進んでいない」等の課題がある。
- また、診療未実施減算を算定している利用者の27.7%で、リハビリテーションマネジメント加算が併算定されていた。
- 診療未実施減算を算定していない訪問リハビリテーションの割合が増加している中、診療未実施減算の取り扱いについてどのように考えるか。

対応案

- 事業所医師が外来や訪問による対面での診療が困難な場合のオンライン診療の利用について明確化してはどうか。
- 診療未実施減算による訪問リハビリテーションが減少してきているため、適用猶予期間を設けた上で、事業所医師の診療による訪問リハビリテーションの実施を基本としてはどうか。
- 適用猶予期間において、利用者の状態を評価した事業所医師によるリハビリテーションマネジメントを推進する観点から、診療未実施減算を算定している場合にリハビリテーションマネジメント加算の併算定を不可としてはどうか。

2.(1) ⑩ 診療未実施減算の経過措置の延長等

概要

【訪問リハビリテーション★】

- 訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成に当たって事業所医師が診療せず、「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療した場合の減算（診療未実施減算）について、以下の見直しを行う。
 - ア 事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和6年3月31日までとされている適用猶予措置期間を3年間延長する。
 - イ 適用猶予措置期間中においても、事業所外の医師が「適切な研修の修了等」の要件を満たすことについて、事業所が確認を行うことを義務付ける。【告示改正、通知改正】

単位数

<改定前>

診療未実施減算 50単位減算



<改定後>

変更なし

算定要件等

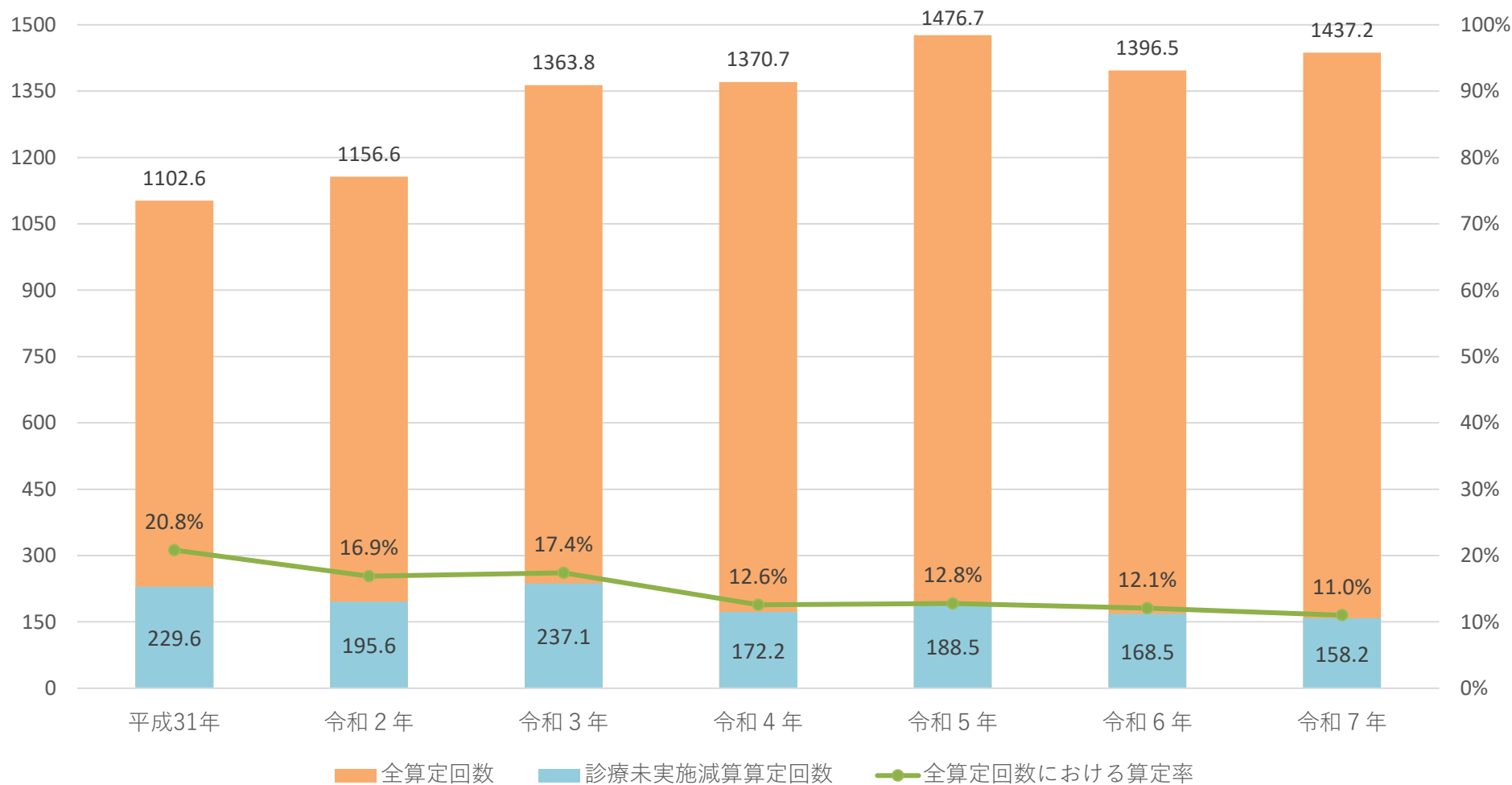
- 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、以下を要件とし、診療未実施減算を適用した上で訪問リハビリテーションを提供できる。
 - (1) 指定訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。
 - (2) 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。
 - (3) 当該情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。
- 上記の規定に関わらず、令和9年3月31日までの間に、次に掲げる基準のいずれにも適合する場合には、同期間に限り、診療未実施減算を適用した上で訪問リハビリテーションを提供できる。
 - ・ 上記(1)及び(3)に適合すること。
 - ・ (2)に規定する研修の修了等の有無を確認し、訪問リハビリテーション計画書に記載していること。

リハビリテーション計画の作成に係る診療未実施減算の算定状況

○全算定回数における診療未実施減算の算定率は11.0%であり、減算創設時と比較し、算定回数・算定率とも減少している。

■診療未実施減算の算定回数と算定率

(千回)

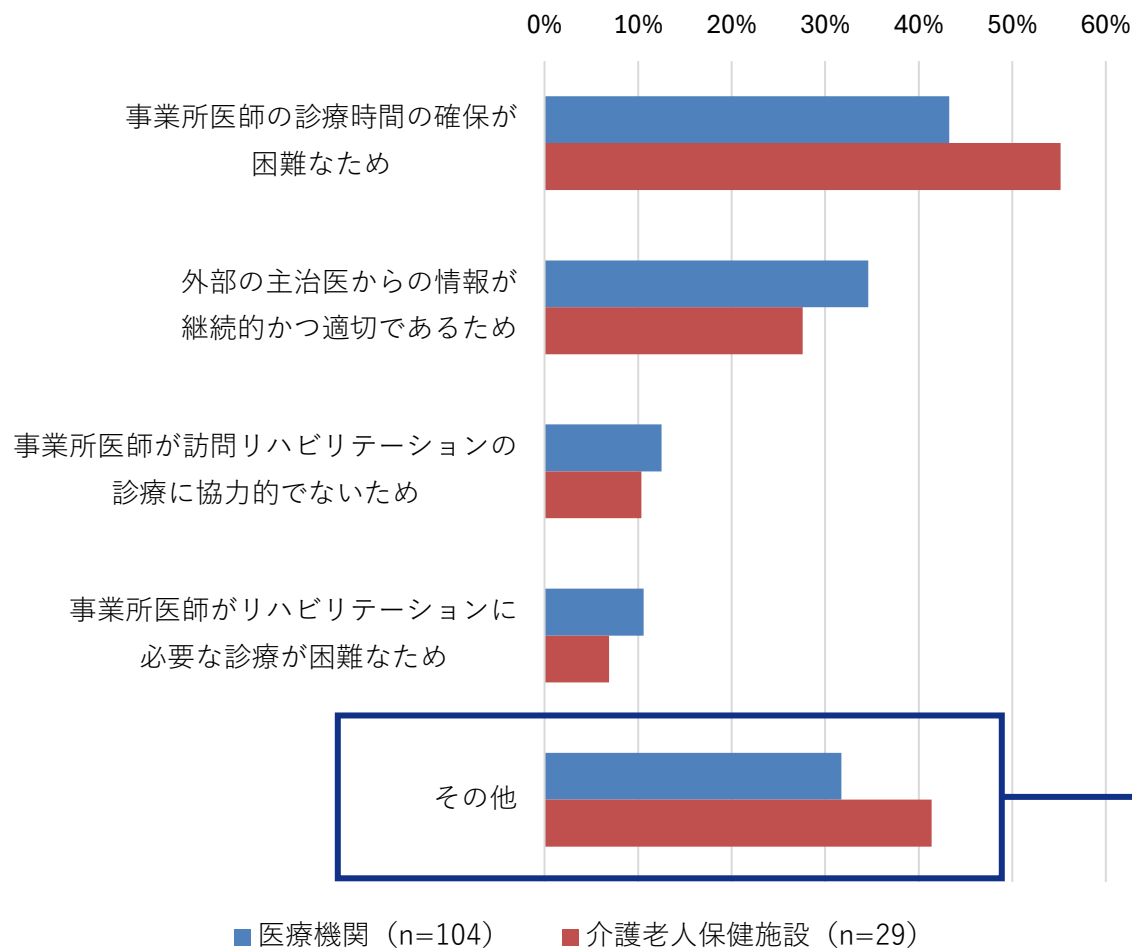


【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年 4 月審査分）より老健局老人保健課にて作成

リハビリテーション計画に係る診療未実施減算を算定している理由

○診療未実施減算の届出をしている事業所における、診療未実施減算を算定している理由として、「事業所医師の診療時間の確保が困難なため」等があげられた。

■事業所における診療未実施減算算定の理由（複数回答可）



■その他（自由記載）の内容

<利用者>

- ・利用者が外出できないため、受診困難
- ・利用者が受診のために交通手段を確保することが困難

<日程調整>

- ・利用者と医師の日程が合わない
- ・利用者の日程調整が困難
- ・訪問診療の日程が、訪問リハビリテーション開始後になってしまうことがある
- ・診療のタイミングが3ヶ月を超えてしまうことがある

<かかりつけ医>

- ・かかりつけ医が事業所医師ではない
- ・外部の主治医からのリハビリテーション依頼だった
- ・利用者から事業所医師ではなく、かかりつけ医からの指示出しを希望された

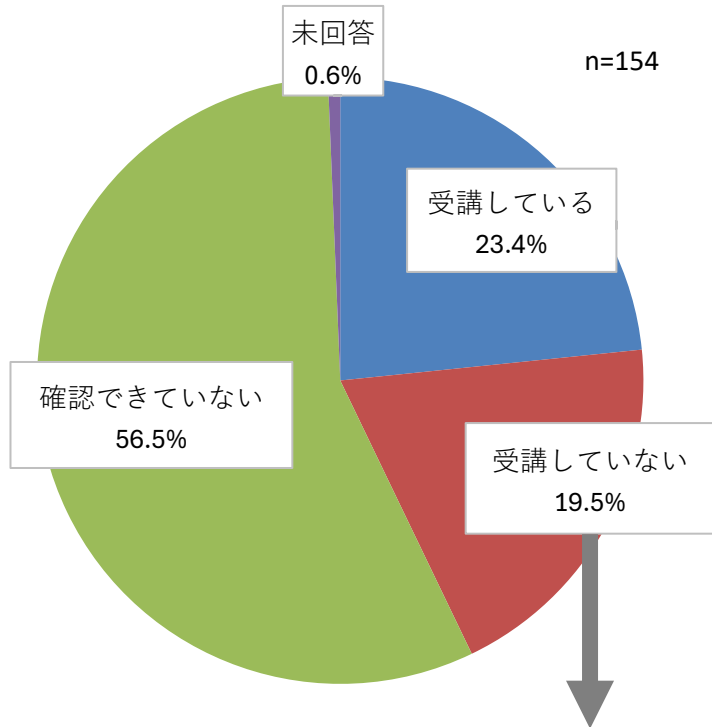
<その他>

- ・テレビ電話等での診療が認められない
- ・事業所でリモート診療や訪問診療を実施していない
- ・ケアマネジャーの強い希望があった
- ・減算が外れることで利用者に自費が発生する

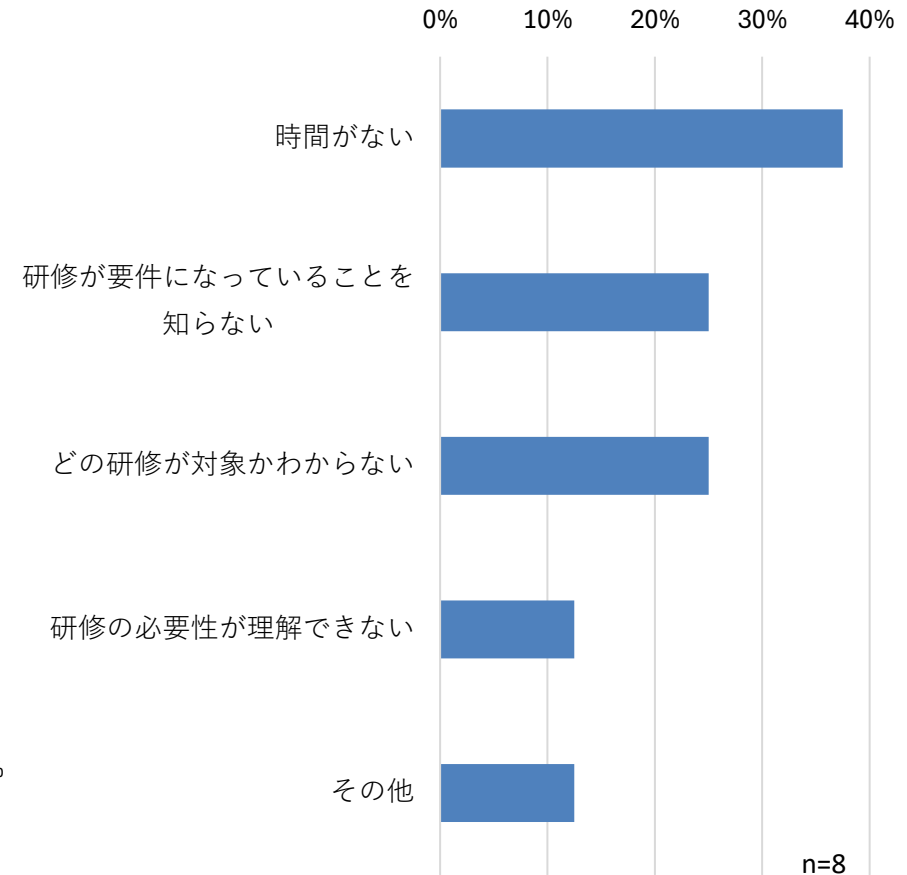
診療未実施減算に係る適切な研修の受講状況

- 診療未実施減算を算定している事例において、訪問リハビリテーション事業所が診療未実施減算に係る適切な研修の受講状況を確認できていないのは約半数であり、約2割では研修を受講していなかった。
- 受講していない理由は「時間がない」が最多だったが、約7割で受講していない理由を確認していなかった。

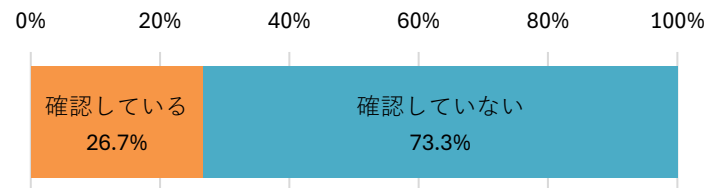
■診療未実施に係る適切な研修の受講状況



■診療未実施に係る適切な研修を未受講の理由



■研修を受講していない理由の確認



【出典】 通所・訪問リハビリテーションの適切な在り方についての調査研究事業（令和7年度老人保健健康増進等事業）